

職員の懲戒処分について

令和6年12月20日付けで地方公務員法第29条に規定する懲戒処分を行いましたので、次のとおり公表します。

1 被処分者

公立みつぎ総合病院

特別養護老人ホーム「ふれあい」（職種：介護福祉士） 51歳

2 処分の内容

懲戒処分（戒告）

3 処分年月日

令和6年12月20日

4 当該事案の概要及び処分の理由

当該介護福祉士は、令和6年9月20日（金）午後4時46分頃、私用のため国道184号（世羅郡世羅町内）を自家用普通自動車で尾道方面に走行中、規制速度50km/hのところを87km/hの速度で通行し37km/hの速度超過で検挙されたものです。

一般道路における著しい速度超過は、故意・悪質性が高く、重大な事故に繋がりがかねない危険極まりない行為です。

また、本市全庁をあげて交通法規遵守・安全に関する取組を進めている最中において、当該行為に至ったことは、当該職員には交通安全意識が大きく欠如していると言わざるを得ず、率先して法令遵守を実践すべき公務員としての自覚を欠き、市職員全体に対する市民の信頼と信用を著しく失墜させるものです。

よって、本件は、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の規定に該当するものと判断し、懲戒処分を行いました。

なお、処分の量定については、尾道市懲戒処分に関する指針等に基づき、「戒告」が相当であるとしたものです。